

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成22年3月19日県営詫間
・仁尾地区中山間地域総合整備事業（草木工区）に係る換地処分をした。

平成22年3月26日

香川県知事 真鍋武紀